## 住宅再建資金の融資に対する利子補給について

柏崎市では，令和 6 （2024）年1月1日能登半島地震で被災された皆様の生活再建を支援するため，市内で住宅の建設•購入•補修を行うための資金の借り入れに対する利子の補給を行います。

## $\square$ 対象者

次の項目のすべてに該当する方が対象となります。
－令和 6 （2024）年1月1日能登半島地震による災害に係る罹災証明書の発行を受けた方で再建資金を受 けなければ住宅の復興ができない方

- 柏崎市に住所を有する方
- 令和 8 （2026）年12月31日までに住宅再建資金の融資（住宅金融支援機構にあっては，災害復興住宅融資）を受けた方（令和 6 （2024）年 1 月 1 日以後に受けた融資が対象）
－市税を滞納していない方


## $\square$ 対象金融機関

住宅金融支援機構から住宅再建資金（住宅金融支援機構にあっては，災害復興住宅融資）又は金融機関 の住宅復興資金

## $\square$ 住宅再建融資の限度額

借入額のうち，利子補給の対象となる住宅再建融資の限度額

| 区分 | 限度額 |  |
| :--- | :--- | ---: |
| 住宅の建設，購入 | 1 件あたり | 1,100 万円まで |
| 住宅の補修 | 1 件あたり | 590 万円まで |

## $\square$ 利子補給額

貸付利率の $1 \%$ までを上限として，金融機関等に支払つた利子相当額を補給します。


A 利子補給の申請手続き
（1）申請者は，金融機関等と住宅再建融資の借入契約を行います。
（2）申請者は，災害復興住宅資金貸付金利子補給申込書（様式第1号）を建築住宅課 審査係へ提出 します。（申請に伴う添付書類：借入契約書の写し，返済予定表の写し，罹災証明書の写し，市税の納税証明書（未納がない又は納税義務者でない旨の証明。ただし，利子給付申込書に記載 の同意事項について同意をした場合は添付不要））

B 交付申請（兼実績報告）手続き（5 年間繰り返し）
（1）市は，利子補給の申込みをされた方へ，交付申請兼実績報告のご案内を交付します。
（2）申請者は，金融機関等に前年分の償還状況に関する証明書の発行を依頼します。
（3）金融機関等は，申請者に償還状況に関する証明書を発行します。
（4）申請者は，災害復興住宅資金貸付金利子補給交付申請書兼実績報告書（様式第2号）を建築住宅課 審査係へ提出します。（申請に伴ら添付書類：取扱金融機関の償還証明書）
（5）市は，災害復興住宅資金貸付金利子補給交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）と補給金を交付します（補給金は口座振込です）。
※Bの手続きは， 5 年間繰り返します

問い合わせ先
柏崎市役所 建築住宅課 審査係 電話：0257－21－2291

